

■お問い合わせの多い事項等

	項目	回答
1	消防点検と何が違うのか？	<p>消防点検は、火災報知機等の消防設備が作動するのかを点検します。</p> <p>定期調査・定期検査は、避難施設である避難階段、排煙設備及び非常用照明装置だけでなく、換気設備と衛生設備も調査・検査をします。</p> <p>調査・検査項目は消防点検と全てが一致するわけではありません。</p>
2	報告しないとどうなるのか？	<p>法第101条に罰則規定はあります。</p> <p>100万円以下の罰金。</p> <p>建築物の適切な維持管理に必要な調査・検査となりますので制度の趣旨をご理解ください。</p>
3	建築物と建築設備で重複している検査は、どちらかで実施すればよいのか？	<p>建築物の定期調査において</p> <ul style="list-style-type: none"> ○換気設備の作動状況 ○排煙設備の作動状況 ○非常用の照明装置の作動状況 <p>の点検項目は、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合、その記録を確認すれば良いです。</p> <p>※定期検査（法第12条第3項）</p>
4	要是正の指摘事項があった場合はどうなるのか？	<p>改善するよう通知をし、改善が完了しましたら報告を求めています。</p> <p>改善時期の予定が無いと報告を受けた場合は、改善計画を求める場合があります。</p>
5	いつまでに改善すれば良いのか？	<p>優先事項から早急に改善してください。</p>
6	報告者の押印は必要か？	<p>新様式（令和3年1月1日施行）であれば、報告者及び調査者の押印は不要です。</p>
7	ハガキが届いたが？	<p>所有又は管理されている建築物が定期報告の対象建築物になっていますので、報告期限までに1級建築士若しくは2級建築士又は建築物調査員等による調査・検査をし報告書を提出してください。</p> <p>1回目の報告書を提出した日が基準日となります。</p> <p>報告期限の3月前～1月前に報告忘れを防止するためにハガキを郵送しています。</p>